



手続きはお済みですか

福祉医療費受給券 福祉助成券の更新申請

現在お使いいただいている福祉医療費受給券、重度心身障害老人等福祉助成券は、8月1日(日)から新しいものになります。

これらの交付を受けている人には、更新の手続きに必要な書類をお送りしています。(乳幼児は除く。)

まだ手続きをされていない人は、申請書に必要事項を

記入して、保険年金課へ提出してください。提出されないと、新しい受給券等の発行が一時保留されますのでご注意ください。

なお、市の医療助成制度は、次のとおりです。該当すると思われる人は、保険年金課 ☎22-1411 (内線136) へお問い合わせください。

	対象となる人	申請に必要なもの	所得制限の有無(根拠)
乳幼児	通院：4歳未満の乳幼児 入院：就学前までの乳幼児	健康保険証、印鑑、母子健康手帳	なし
重度心身障害者(児) (0~64歳)	身体障害者手帳1~3級の人 知的障害が重度(療育手帳AまたはA°)の人 特別児童扶養手当支給対象児童で障害の程度が1級の人	健康保険証、印鑑、身体障害者手帳または療育手帳または特別児童扶養手当証書	あり(本人=障害基礎年金全部支給停止所得制限限度額)
重度精神障害者(児) (0~64歳) 通院医療費助成	精神障害者保健福祉手帳が1級か、同手帳2級かつ身体障害者手帳3級で、精神障害者通院医療費公費負担の適用を受けている人(精神障害治療のための通院のみ対象)	健康保険証、印鑑、精神障害者保健福祉手帳、(必要に応じて)身体障害者手帳	あり(本人=老齢福祉年金所得制限限度額、配偶者と扶養義務者=老齢福祉年金全部支給停止所得制限限度額)
老(65~69歳)人	低所得者	市民税を課せられている人がいない世帯に属する人	あり(世帯全員=市民税非課税)
	心身障害者	知的障害が中度(療育手帳B°)の人 身体障害者手帳4級の人	あり(本人=障害基礎年金全部支給停止所得制限限度額)
母子家庭	配偶者のない女子が、18歳未満の児童を現に扶養しているときの母と児童	健康保険証、児童扶養手当認定通知書等、印鑑	あり(本人=遺族基礎年金全部支給停止所得制限限度額)
父子家庭	配偶者のない男子が、18歳未満の児童を現に扶養しているときの父と児童	健康保険証、印鑑 (父子家庭証明書が必要)	あり(本人、扶養義務者=遺族基礎年金全部支給停止所得制限限度額)
ひとり暮らし寡婦	配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として18歳未満の児童を扶養していたことのある人で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続し、今後もその状態が継続する65歳未満の人	健康保険証、印鑑 (ひとり暮らし寡婦申立書が必要)	あり(本人=老齢福祉年金所得制限限度額、扶養義務者=老齢福祉年金全部支給停止所得制限限度額)
ひとり暮らし高齢寡婦	配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として18歳未満の児童を扶養していたことのある人で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続し、今後もその状態が継続する65~69歳の人	健康保険証、印鑑 (ひとり暮らし高齢寡婦申立書が必要)	あり(本人=老齢福祉年金所得制限限度額、扶養義務者=老齢福祉年金全部支給停止所得制限限度額)
重度心身障害等老人 (65歳以上)	老人保健該当者で、身体障害者手帳1~3級の人 知的障害が重度(療育手帳AまたはA°)の人	健康保険証、印鑑、老人保健医療受給者証、身体障害者手帳または療育手帳	あり(本人=障害基礎年金全部支給停止所得制限限度額)
重度精神障害老人 (65歳以上) 通院医療費助成	精神障害者保健福祉手帳が1級か、同手帳2級かつ身体障害者手帳3級で、精神障害者通院医療費公費負担の適用を受けている人(精神障害治療のための通院のみ対象)	健康保険証、印鑑、精神障害者保健福祉手帳、老人保健医療受給者証(必要に応じて)身体障害者手帳	あり(本人=老齢福祉年金所得制限限度額、配偶者と扶養義務者=老齢福祉年金全部支給停止所得制限限度額)

※彦根市で所得が把握できない場合は、前住所地などでの所得証明書が必要です。

(乳幼児の申請では不要です。)

※乳幼児のうち4歳以上で就学前の子どもの入院については、保険点数の分かる領収書を添えて、保険年金課、支所・各出張所で申請すると、支払った金額のうち、自己負担金や附加給付金を除いた額を後

で払い戻します。

※現在、乳幼児福祉医療費の受給券を持っている人のうち、上の表中の「重度心身障害児」に該当する場合や、既に母または父が母子・父子家庭の福祉医療費受給券を持っている場合は、申請により重度心身障害者・母子家庭・父子家庭の医療費助成を受けることができます。(自己負担がなくなります。)